○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）附則第三条の算式

$$\left\{\frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の延長} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}} + \frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の面積} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}\right\} \times \frac{1}{2}$$

○附則第四条の算式

$$\left\{\frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の延長} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の延長}} + \frac{\text{錯誤を修正した後の市町村道の面積} - \text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}{\text{錯誤を修正する前の市町村道の面積}}\right\} \times \frac{1}{2}$$